

## 事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	公共職業安定所における日雇派遣労働者等に対する安定就職に向けての支援			
主管部局・課室	職業安定局総務課首席職業指導官室			
関係部局・課室				
関連する政策体系				
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること		
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること		
施策目標	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること		
個別目標	2	早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること		

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

<p>(現状分析) 近年、派遣労働者の中でも日雇派遣労働者については、一日単位で契約し様々な職場へ送り込まれるなど不安定な労働実態、雇用形態であるが故の生活基盤の脆弱さ等が指摘されているところである。</p> <p>(問題分析) 一方、日雇派遣労働者は、必ずしも自ら望んでこうした雇用形態を選択しているわけではなく、直接雇用による安定した職業に就くことを希望しているにもかかわらず技能に乏しく、また、日々の生活費を得るために日払いによる雇用形態で働かざるを得ない状態にある者も多い。 日雇派遣労働者が不本意なままこうした雇用形態での就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金の加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがあり、喫緊の対応が必要である。</p> <p>(改善方策) (事業実施の必要性) このため、全国の主要な公共職業安定所に「安定就職コーナー（仮称）」を設置し、日雇派遣労働者を中心として、同様に不安定な状況に置かれている短期の登録型派遣労働者、自営廃業者等も含め、安定した職業に就くことを希望する者等に対し、特別の相談窓口を設置し、担当者制による一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介等を通じた安定就職に向けての支援、就職後の職場定着指導を実施する。</p>					
現状・問題分析に関連する指標					
	H15	H16	H17	H18	H19
日雇派遣労働者数 (単位：人)	—	—	—	—	91,900
<p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」（「日雇派遣労働者数」は、「平成19年就業構造基本調査」から算出。）</p>					

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
---

## (2) 事業の内容 (概要)

<b>新規・一部新規</b> 全国の主要な公共職業安定所151か所に「安定就職コーナー（仮称）」を設置し、日雇派遣労働者等であった者で直接雇用による安定した職業に就くことを希望するものに対し、担当者制により以下の就職支援を行う。 (1) 担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等 対象者の状況、課題等に応じて担当者制による総合的かつ一貫した支援。 (2) 安定就職に向けた短期就労のための求人開拓 最終的な常用就職を視野に入れた短期就業やトライアル雇用のあっせん等を支援するとともに、そのための求人開拓を実施。 (3) 安定就職者（日雇派遣等経験者）の職場見学ツアーと意見交換会 (4) トライアル雇用の活用による日雇派遣労働者の常用雇用の促進
--

## (3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）					
予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	-	-	-	-	1,687 ( - )
※「H21」については予算概算要求額 ※（ ）は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額					

## 3. 事業の目標

事業の目標	安定した職業に就くことを希望する日雇派遣労働者等に対して、担当者制による一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介等を通じた安定就職に向けての支援等を行い、これらの者の常用就職を図る。
政策効果が発現する時期	実施以後、随時効果の発現が見込まれる。

## 4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 安定就職コーナー（仮称）の支援対象者のうち、常用就職した者の割合 (単位：%)	本事業は、日雇派遣労働者等の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
2 トライアル雇用常用雇用移行率（単位：%）	本事業は、日雇派遣労働者等の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び2 資料出所：職業安定局調べによる。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 安定就職コーナー（仮称）の支援対象者数 (単位：人)	本事業は、安定した就職を希望する日雇派遣労働者等を支援対象としているところ、その支援対象者数を「評価指標」とすることが適当であるため。
2 トライアル雇用開始者数 (単位：人)	本事業は、日雇派遣労働者等の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び2 資料出所：職業安定局調べによる。	

## 5. 評価

## (1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)	日雇派遣労働者等として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加		

(整理番号 1 4)

速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)  有  無  その他

(理由)

日雇派遣労働者として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。

民営化や外部委託の可否  可  否

(理由)

本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無  有  無

(有の場合の整理の考え方)

## (2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)

(投入)

「安定就職コーナー(仮称)」の設置

↓

(活動)

担当者制による一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介等を通じた安定就職に向けての支援、就職後の職場定着指導

↓

(結果)

日雇派遣労働者等の職業能力の形成等

↓

(成果)

日雇派遣労働者等であった者の常用就職

事業の有効性

本事業による担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等を実施することにより、より多くの日雇派遣労働者等であった者の常用就職を図ることが期待される。

## (3) 効率性の評価

日雇派遣労働者が不本意なままこうした雇用形態での就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。

本事業の実施は、日雇派遣労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。

## (4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」(平成20年7月29日)において、「ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定した就職に向けての支援、職場定着指導の実施」することと規定している。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし

④会計検査院による指摘

なし

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし